

電子届出:国民健康保険被保険者資格取得届(職場の健康保険の脱退に伴う資格取得)事前チェックリスト

- ・ 事前に以下の質問を項番1から順にご確認ください。多岐に及びますがご協力をお願いします。
- ・ **すべての回答が「はい」であった場合に限り、電子届出が可能です。**
- ・ 回答が1つでも「いいえ」の場合は、お住まいの区の区役所・支所の窓口でお手続きをお願いします。
- ・ 項番に「★」のある項目は、本チェックリストをダウンロードするページに関連ページのリンクがあります。

項番	質問内容	回答	
1	名古屋市に住民票のある人が職場(任意継続含む)の健康保険を脱退した、または扶養から外れて被保険者でなくなったことによる加入のお手続きですか？ (脱退日より前のお手続きはできません) ※ 他の市町村からの転入、出生など他の理由で国民健康保険に加入する場合は、区役所・支所の窓口でお手続きをお願いします。	はい	いいえ
2	住民票の同一世帯の中に、既に名古屋市の国民健康保険に加入している人はいませんか？ ※ 既に他の人が名古屋市の国民健康保険に加入している場合は、区役所・支所の窓口でお手続きをお願いします。	はい (いない)	いいえ (いる)
3 ★	加入する全員分を合算した保険料を「国民健康保険上の世帯主」にお支払いいただくため、原則「住民票上の世帯主」を「国民健康保険上の世帯主」として届出いただくこととなります。一方、「住民票上の世帯主」が職場の健康保険等に継続加入中で国民健康保険に加入せず、国民健康保険に加入する人のどなたかを「国民健康保険上の世帯主」としたい場合は、保険料を支払うことができる人を「国民健康保険上の世帯主」として届出いただくこともできます。上記のいずれかに沿って、「国民健康保険上の世帯主」を届出しますか？ ※ 国民健康保険に加入しない人を「国民健康保険上の世帯主」とした場合、その世帯主を「擬制世帯主」といいます。擬制世帯主の所得は保険料の算定等には含めませんが、保険料の軽減判定等では擬制世帯主の所得も含めて判定を行います。このチェックリストをダウンロードするページに関連するページのリンクがありますのでご参照ください。 ※ 説明を受けながら手続きを行いたい場合は「いいえ」を選択し、区役所・支所の窓口でお手続きをお願いします。	はい	いいえ
4	電子届出で届出人になることができるのは、以下のいずれかの人に限ります。 ・ 住民票上の世帯主、または、加入する本人 ・ 上記以外で加入する人と住民票上同一世帯の人(世帯員) 上記のいずれかの人が手続きしますか？	はい	いいえ
5 ★	加入の届出が完了した後に以下のものを郵送します。電子届出の場合、発送までにお時間がかかりますが、よろしいですか？ 郵送 ・ マイナ保険証を持っている人・・・資格情報のお知らせ ・ マイナ保険証を持っていない人・・・資格確認書(70歳以上の人には、高齢受給者証も郵送) 電子届出から発送するまで開庁日で5日程かかり、その後に郵便配達されます。その間に医療機関等の受診の予定がある場合などは区役所・支所の窓口でお手続きをお願いします(本人確認などができれば窓口でお渡しできます)。	はい	いいえ
6 ★	職場の健康保険(任意継続含む)の資格が無くなった日から14日以内ですか？または、14日を過ぎていても概ね2か月以内であり、14日を過ぎた理由が以下のいずれかに該当しますか？ ・ 前の職場から資格喪失証明書等の発行に時間がかかり14日を過ぎた ・ 手続きする時間がなかった、または忘れていて14日を過ぎた ・ その他やむを得ない理由で14日を過ぎた ※ 国民健康保険の加入(資格取得)及び保険料賦課の開始につきましては、「職場の健康保険の資格の喪失日から」となります(この手続きの届出日ではありません)。その時期までさかのぼって保険料が計算され、加入手続きの翌月または翌々月から保険料(月割り)のお支払いが始まります。 ※ 職場の健康保険の資格喪失日から一定の期間を経過していることが判明した場合は、電子届出を差し戻し、窓口でのお手続きをお願いする場合がありますので、ご了承ください。	はい	いいえ
7	加入する人の中に、65歳から74歳で一定の障害認定を受けている人がいる場合で、国民健康保険以外の制度についての説明は不要ですか？ ※ 後期高齢者医療制度へ切り替えることができます。説明を受けたい場合は「いいえ」を選択し、区役所・支所の窓口でお手続きをお願いします。	はい (不要)	いいえ (必要)

項番	質問内容	回答	
8	加入する人の中に、職場の健康保険に加入していた人が75歳となり後期高齢者医療保険に加入することに伴い、職場の健康保険の扶養から外れて国民健康保険に入ることになった65歳以上の人はいませんか？ ※ 保険料が減免される場合があります。説明を希望する場合は区役所・支所の窓口でお手続きをしてください。	はい (いない)	いいえ (いる)
9	加入する人の中に、40歳から64歳で、障害者支援施設等に入所または入院中の人はいませんか？ ※ 上記に該当する人がいる場合、別途手続きが必要です。区役所・支所の窓口でお手続きをお願いします。	はい (いない)	いいえ (いる)
10	加入する人の中に、以下のいずれかに該当する人はいませんか？ ・修学のために名古屋市外に住民票を移した ・児童福祉施設等に入所するため名古屋市外の施設の住所に住民票を移した ・介護保険施設や特別養護老人ホーム等に入所するため名古屋市外の施設の住所に住民票を移した ※ 上記のいずれかに該当する人がいる場合、別途手続きが必要です。区役所・支所の窓口でお手続きをお願いします。	はい (いない)	いいえ (いる)
11 ★	加入する人の中に外国籍の人がいる場合、電子届出の際に有効期限内の在留カード及び特定活動の際は指定書の画像を添付できますか？ なお、医療目的や観光保養目的等の場合は、国民健康保険に加入することはできません。 ※ 上記が添付できない場合は、国民健康保険の加入可否も含めて、区役所・支所の窓口でご相談ください。	はい (添付できる)	いいえ (添付できない) 窓口でご相談ください
12 ★	保険料額等について、職場の健康保険の任意継続との比較はしましたか？ ※ 加入する健康保険によって保険料や給付内容は異なりますので、ご自身の判断と責任において加入する健康保険を選択してください。 ※ 名古屋市の国民健康保険料の試算サイトは、このチェックリストをダウンロードするページにリンクがあります。なお、試算額はあくまで「概算」の保険料額であり、実際の保険料額とは異なる場合があります。 ※ 名古屋市の国民健康保険の実際の保険料額は、加入手続きの翌月または翌々月に送付する「国民健康保険料納入通知書」の額となります。 ※ 上記通知書で確認後、任意継続の健康保険料の方が低額であることが判明しても、任意継続の申請期限が過ぎている場合は任意継続に加入できません。事前によくご検討ください。	はい	いいえ 比較検討後に加入手続きをお願いします
13 ★	【20歳以上60歳未満の人のみ】国民健康保険に加入する20歳以上60歳未満の人は、原則国民年金への加入が必要です。国民健康保険の加入手続きを電子届出で行う場合は、別途国民年金への加入手続きをお願いします。（日本年金機構ホームページから、加入の電子申請が可能です。） ※ 国民健康保険の加入と同時に手続きを行いたい場合は「いいえ」を選択し、区役所・支所の窓口をお願いします。	はい	いいえ
14	過去の分も含め未納となっている名古屋市の国民健康保険料はありませんか？ ※ 未納がある場合は、区役所・支所の窓口でお手続きをお願いします。	はい (ない)	いいえ (ある)
15 ★	加入手続きの後、資格確認書もしくは資格情報のお知らせを送ります。それらに記載されている名古屋市国民健康保険の番号（8桁）が確認できたら、保険料の納付方法について、速やかに口座振替の手続きを行うことができますか？ ※ 国民健康保険料の納付は原則口座振替となっています。一部の金融機関ではウェブサイトから申込できます。速やかなお手続きをお願いします。	はい	いいえ
16 ★	保険料の減免や会社都合等で退職した人を対象とした保険料の軽減に該当する場合は、国民健康保険の加入手続きとは別に申請が必要です。申請には、資格確認書、資格情報のお知らせ等に記載のある名古屋市国民健康保険の番号（8桁）が必要です。関連ページをご確認いただき、必要な場合は期限までに申請してください。 ※ 減免などの説明を受けたい場合は「いいえ」を選択し、区役所・支所の窓口でお手続きをお願いします。	はい	いいえ
17	その他、区役所・支所の窓口で相談したいことはありませんか？ (DV、性同一性障害等)	はい (ない)	いいえ (ある)

本チェックリストをダウンロードするページの「電子届出に必要な書類等」も、あわせてご確認ください。